

## 設計者選定プロセスに関する基本的な考え方（案）

### < 基本的考え方 >

#### 1. 公正で透明性・公開性のある選定方法で設計者を選定する。

- ・共同企業体での応募を認めるなど、参加資格を工夫することで、幅広い設計者の中から最適な設計者を選定できる方法とする。
- ・透明性・公開性を確保するため、区民参加を意識した開かれた選定プロセスとする。

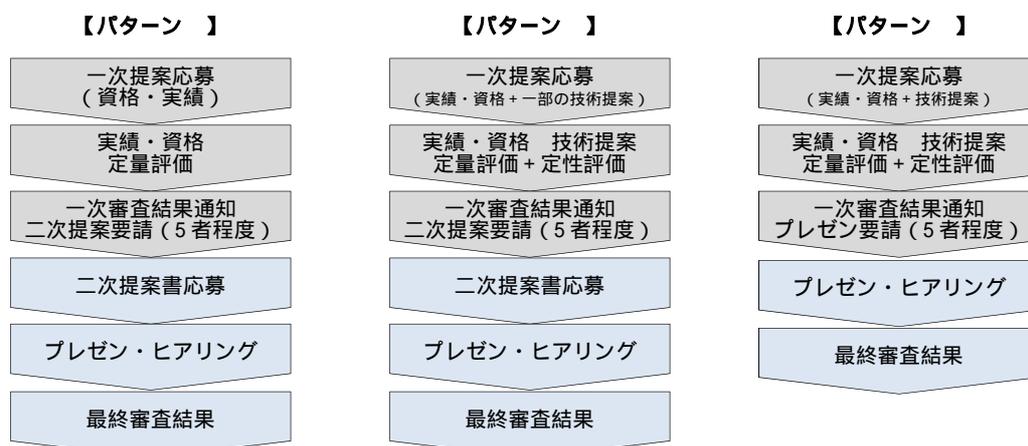
#### 2. 優れた建築計画力、デザイン力、技術提案能力、業務遂行能力を有している設計者を選定する。

- ・本庁舎等整備は貴重な区民の税金を執行する事業であり、適切な設計者の選定は区の責務であることから、必要となる各種資格や実績を求めめる必要がある。
- ・施工面の難易度が高いことや、求められる機能・規模の確保、事業費の抑制、空間特質の継承など、設計者には高い技術力と総合的な調整力が求められるため、こうした設計者の能力を評価できる選定方法とする。また、本庁舎等整備はすべての段階での区民参加を進めていくこととしているため、区、区民に対する説明能力、コミュニケーション能力も評価し、設計者を選定する。

#### 3. 「提案を踏まえながら、人・組織を選ぶ」プロポーザル方式とする。

- ・応募者には、考え方等の文章だけでなく、配置案やイメージ案も提案をしてもらうことにより、本整備における具体的な課題解決能力を評価する。
- ・今後、設計の与条件をより精査していくため、提案を踏まえながら、柔軟な対応力を持つ設計する『人・組織』の能力を評価し、設計者を選定する。

### < 主な選定プロセス >



- ・【パターン Ⅰ】は、応募者の負担は軽いですが、実績・資格のみでの評価となり、一次審査の段階で、設計者の提案能力を評価することはできない。
- ・【パターン Ⅱ】は、応募者としては最初から求められる全ての技術提案を行うこととなり、応募者の負担は重い。
- ・【パターン Ⅲ】は、実績・資格とともに技術提案の一部（一部の内容については要検討）を提出を求め、それを評価することで、応募者の負担軽減とともに、提案能力も一次評価に反映できる方式である。
- ・結論として【パターン Ⅲ】で示すプロセスが望ましいと考える。